

須賀川労働基準協会 通信 (令和7年6月号)

【通常総会開催】 5月23日(金)

5月23日、令和7年度の総会を開催いたしました。
総会の全体報告は『協会だより』で行いたいと思いましたが、手番が短く、発行が7月になりますので、この協会通信6月号では、総会の要点をピックアップして報告させていただきます。詳細報告は7月発行の「協会だより」をお待ち下さい。
総会には来賓として、福島労働局労働基準部監督課渡辺満課長、須賀川労働基準監督署の齋藤敏彦署長にご臨席いただきました。
中根副会長の開会宣言ののち、協会を代表して大塚会長から挨拶をいただき総会を開始しました。
議長に橘 豊男氏、議事録署名人に吉田尚靖氏と古川圭一氏の両名にお願いし、審議が始まりました。

○ 第一号議案

第一号議案は令和6年度の事業活動報告です。
公益事業として「須賀川地区安全衛生大会」の開催をはじめ「安全週間」「衛生週間」説明会「労務」「労災」研修会、そして労働安全衛生法に基づく教育講習の実施状況を報告いたしました。
残念ながら、教育講習の受講者が前年比で減少しており、次年度以降の課題であることも報告しました。
「公益事業」に加え収益事業として安全衛生用品の販売や労働保険事務組合業務、健康診断の斡旋業務などの事業実績報告を行い、令和6年の実施事業全体を報告いたしました。

○ 第二号議案

第二号議案、会計報告として「貸借対照表」「正味財産増減計算書」について説明をいたしました。主に前年度との比較をしながら、令和6年度の決算の特徴を報告・説明しました。
収入面では上記事業実績でも触れましたが「教育講習」において受講者が減少し、収入面で270万の減収で費用面の削減はあったものの、最終損益は61万円の赤字となっております。

○ 第三号議案

上記の会計報告の通り、協会の財務面が厳しいことから、会費の値上げを提案させていただきました。会員のみなさまにお送りした総会資料に提案理由を記載しておりますので、ご確認下さい。

○ 第四号議案

令和7年の総会で理事・監事の任期が満了することから、今総会で新たな理事・監事の選任が必要となります。総会では事務局が提案した、下記の理事・監事候補者が全員就任を了承されました。
なお、総会終了後の理事会で「会長」「副会長」が選任されておりますので、役職も記載いたします。
(敬称は略させていただきます。なお、公益法人法の改正により、＜外部監事＞を選任しております。)

＜会 長＞大塚裕昭	＜副会長＞黒田和弘	＜副会長＞中根 進	平原一昭	石井政美
長谷川研一	神田雅彦	三瓶久三	橋本洋一	鈴木幸二
廣田進一	林 秀彦	渡辺英雄	青木和彦	長田春治
橋本和直	長谷川泰晴	吉田大二	皆川和重	南澤秀仁
吉田智仙	半谷喜吉	安齋一郎	大塚浩一	石堂伸二
伊藤平男	塩田善宏	＜監事＞鈴木繁一	＜監事＞飛木孝久	

○ 第五号議案 ○ 第六号議案

第五号議案は「幹事」選任に関する件、第六号議案は「役員報酬規程」の見直しに関する件ですが、省略させていただきます。(いずれも「総会議案書」に提案理由が記載されております。ご確認下さい)
総会提案の六件の議案はすべて、全会一致で承認をいただきました。
なお、「事業計画」「予算案」については、公益社団法人として3月末までに監督官庁である福島県へ報告することが義務であるため、3月の「理事会」が正式決定機関となっており、総会での審議は行っておりません。



大塚会長の挨拶と会場の様子



中根副会長

福島労働局
渡辺監督課長

須賀川労働基準
監督署齋藤署長

【4月・5月の協会活動】

5月に「協会通信」の発行をしていなかったため、報告が遅くなりましたが、4月の事業活動状況についても報告させていただき、5月の活動を中心に報告をお足します。

＜会計監査＞ 4月10日 ＜理事会＞ 4月17日

鈴木監事と渡辺監事に、6年度の決算及び事業状況を監査していただきました。毎年、決算がまとまった4月上旬に監査を受けて、承認をいただいて「理事会」(4月17日)「総会」(5月23日)に進むことができます。

＜福島労働局長着任のご挨拶＞ 4月16

4月に福島労働局長就任された岡田直樹局長に須賀川労働基準協会を訪問していただき、大塚会長と懇談いたしました。

＜玉掛け技能講習＞ 5月15、16、18日

「玉掛技能講習」は年間に3～4回実施しております。クレーン等を利用して、重い荷物を運ぶとき荷物をクレーンに吊り下げる操作が「玉掛作業」です。重量物を運搬するときに必要な基礎的な技能資格となります。
近年、受講者が減少気味でしたが、今回は少し回復して、久しぶりに2台のクレーンを使った実技講習となりました。



＜ 玉掛け技能講習実技 ＞

＜職長教育＞ 5月28、29日

製造現場の管理監督者を対象とした安全教育です。今回の講習には33名の方に受講をいただきました。
「職長」という役職名で象徴される現場の監督者を対象とした教育で労働安全衛生法で受講が義務づけられています。安全衛生をメインテーマにしていますが、職制として製造現場の管理全般に関して学ぶことができます。
社内の職制教育の一環としての価値は十分あると思いますのでご利用を検討してください。



＜ 新入社員教育 ＞

＜新入社員教育＞ 4月22日

新入社員教育は労働安全衛生法で実施することが義務付けられております。新入社員に教育を行うことは当然のことですが、何をどのように指導するかが問題です。当協会の新入社員教育は「職場の安全衛生管理」に重点を置いて、かつ、社会人・企業人として身に付けて欲しい事項を教育しています。
今年も多くの新入社員に受講いただきました。

【福島労働局・須賀川労働基準監督署からの情報】

5月に入って、福島労働局および須賀川労働基準監督署から「熱中症予防対策」に関する資料をはじめ、たくさんの資料をいただいております。
毎月の「定期資料送付」時に同封でお送りしておりますので全体に目を通していただき、自社に関連する情報は漏れなくチェックをお願いいたします。
「福島労働基準」や「須賀川労働基準協会ホームページ」にでも様々な情報を提供しておりますので、適宜ご確認をお願いいたします。

— 事業主のみなさんへ —

令和7年度 労働保険(労働災害・雇用保険)の更新期日
6月2日(月) ～ 7月10日(木)

